

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7 年 4 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



申請者

郵便番号 〒196-0002

住 所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏 名 株式会社貴藤 代表取締役 池ノ谷 新吾

電話番号 042-545-6027

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く

石綿含有産業廃棄物含む

汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を除く)廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上9種類

事務所及び事業場の所在地

事務所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

電話番号 042-545-6027

事業場(駐車場)

- ① 東京都立川市西砂町五丁目69番地の6 電話番号: 042-531-8019
- ② 東京都武蔵村山市伊奈平五丁目17番4
- ③ 東京都羽村市双葉町一丁目2番2及び羽村市羽字武蔵野4193番1、4195番1、4197番4、4198番1
- ④ 東京都福生市大字熊川字東207番1、207番9、208番1

【事業場②～④は電話無し】

事業の用に供する施設の種類の数量

【運搬車両】

脱着装置付コンテナ専用車46台、ダンプ2台、キャブオーバ22台

【運搬容器】

コンテナ(8m³)【446台】、コンテナ(4m³)【90台】、フレコンバック(1m³)【在庫3,000枚程度】、フレコンバック用フレーム【1,114台】、蓋付きオープンドラム缶【10本】、プラスチックケース【5個】、耐水性プラスチック袋【在庫10枚程度】 クローズドラム缶【5本】

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

無し

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。

なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。

(根拠条文: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)

※ 事務 処 理 欄

茨城県県民生活環境部産業廃棄物規制課

(日本工業規格 A列4番)

様式第七号（第十条の二関係）

5676

許可番号 00801007846

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社 貴藤

代表取締役 池ノ谷 新吾

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

平成30年7月13日

許可の有効年月日

平成37年4月15日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成15年4月16日	新規許可	平成29年8月28日	変更届（住所の変更）
平成20年4月16日	更新許可	平成30年7月13日	更新許可（優良認定）
平成25年5月17日	更新許可	平成30年7月13日	変更許可（品目の追加）
平成27年2月4日	変更届（代表者の変更）		以下余白
平成28年4月11日	変更届（名称の変更）		

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。